

令和元年11月26日

薬局・店舗販売業 管理者 様

一般社団法人島根県薬剤師会  
会長 陶山千歳

医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施について（依頼）

ご承知のように「平成30年度医薬品販売制度実態把握調査結果について」は、厚生労働省から本年9月12日に公表されているところです。

厚生労働省の報道発表資料によると、店頭での販売においては、「従業員の名札等により専門家の区別ができた」や「要指導医薬品販売時における使用者についての状況の確認がされた」などの項目で、前回に比べて改善されたものの、第一類医薬品における「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認があった」が67.0%（薬局66.7%、店舗販売業67.7%、前年度73.6%）、第二類医薬品等における「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」が52.0%（薬局53.4%、店舗販売業51.9%、前年度61.3%）であるなど、遵守率が低下している項目があるとのことでした。

これを受け、今般、日本薬剤師会（以下、「日薬」という。）から、会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認することを目的として、自己点検を実施して頂くこととした旨の依頼がありました。

については、業務多忙の時期に恐縮ですが、別紙1の調査票に必要事項を記入し、島根県薬剤師会（以下、「県薬」という。）事務局へFAX送信によって御回答くださいますようお願いいたします。

（FAXして頂いた調査票は、集計した上で日薬へ報告することになります。）

**御回答期限 令和元年12月11日（水）**

FAX送信先 島根県薬剤師会事務局 0852-26-5358

（留意事項）

1. 別紙1については、FAX送信しているため文字が見えにくいかもしれません。その場合は、県薬HPのトップページの「お知らせ」欄に別紙1の様式を掲載していますので、ダウンロードして活用願います。
2. 日本薬剤師会から11月20日付けで「濫用等のおそれのある医薬品の取扱いについて（お願い）」が発出されており、県薬HPの会員専用サイトの「お知らせ」欄に掲載していますので確認願います。なお、その一部（販売対応）を抜粋して別紙2のとおり添付していますので参考としてください。 ※10代が濫用する薬物は市販薬が約4割を占めているとのこと。
3. 医薬品販売制度実態把握調査結果に関する日薬からの通知については、9月24日付け「平成30年度医薬品販売制度実態把握調査結果について」及び11月20日付け「医薬品販売制度に関する自己点検の実施について（お願い）」が発出されており、県薬HPの会員専用サイトの「お知らせ」欄に掲載していますので確認願います。